

四 万 十 町 職 員 採 用 資 格 試 験

Recruitment exam



■ 職種・採用予定人数・受験資格

(令和 5 年 4 月 1 日採用予定)

事 務 職	若 干 名	高校卒業程度の一般知識を有する人（学歴は問いません）で、昭和62年 4 月 2 日から平成17年 4 月 1 日までに生まれた人。
保 健 師	若 干 名	保健師の免許を有する人または令和 5 年 3 月末日までに取得が見込まれる人で、昭和62年 4 月 2 日以降に生まれた人。
管 理 栄 養 士	若 干 名	管理栄養士の資格を有する人または令和 5 年 3 月末日までに資格取得が見込まれる人で、昭和57年 4 月 2 日以降に生まれた人。
保 育 士	若 干 名	保育士資格および幼稚園教諭免許を有する人または令和 5 年 3 月末日までに取得が見込まれる人で、昭和62年 4 月 2 日以降に生まれた人。
建 築 技 術 職 ※二次試験のみ	若 干 名	一級建築士または二級建築士の資格を有し、建築関係で 3 年以上の実務経験を有する人で、昭和52年 4 月 2 日以降に生まれた人。
看 護 師 ※二次試験のみ	若 干 名	看護師の資格を有する人または令和 5 年 3 月末日までに資格取得が見込まれる人で、昭和52年 4 月 2 日以降に生まれた人。採用後に 2 交代勤務ができる人。

※いずれの職種も地方公務員法第16条に定められている者を除く。

■ 受付期間

7 / 11 (月) >>> 8 / 5 (金) ※土・日・祝日を除く。
8:30 - 17:15 (12:00 - 13:00 までの時間を除く)
郵送による申し込みは、8 月 5 日 (金) 17 : 15 までに到着したものは有効です。

■ 受付場所

四万十町役場総務課 ・ 大正地域振興局地域振興課 ・ 十和地域振興局地域振興課

■ 一次試験の日時・場所

9 / 18 (日) 事務職 ▶ 8:40 - 11:40 四万十町榊山町586-2
専門職 ▶ 12:40 - 15:30 高知県農業協同組合 四万十支所 農協会館 3 階大ホール
(保健師、管理栄養士、保育士) (旧四万十農業協同組合)

■ 試験実施要領等の交付・受験申込方法

試験実施要領・申込書などは、四万十町役場総務課、大正地域振興局地域振興課、十和地域振興局地域振興課で交付します。郵便による請求の場合は、宛先を明記した返信用封筒（長形 3 号、94 円切手貼付）および受験希望職種、連絡先（電話番号）を明記した書面を同封のうえ、封筒の表に「受験申込書請求」と記載して、四万十町役場総務課人事担当宛てに請求してください。また、四万十町のホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

受験申込については、所定の申込書に次の書類を添えて提出してください。

- 履歴書（所定の用紙に自筆、写真を貼付したもの） 1 部
- 写真（履歴書に貼付したものと同一のもの） 1 枚
- ※ 事務職以外の職種の受験申込には、別に次の書類が必要です。
- 必要な資格などを証明する書類（免許証などの写し）または取得見込みの場合は、在学証明書など 1 部

■ 注意事項

- ・受験申込は、1 つの職種に限ります。
- ・二次試験については、試験実施要領をご確認ください。



申込書をダウンロード
四万十町ホームページ



[お問い合わせ先] ☎786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17
四万十町役場総務課人事担当 ☎ 22-3111

お知らせ



令和 4 年度の納税・納入通知書を発送します。

発送日



後期高齢者医療保険料： 7/8 (金)
介護保険料： 7/8 (金)
国民健康保険税： 7/13 (水)

第 1 回目の納期限は、
8 / 1 (月) です。
期限内の納付をお願いします。

[お問い合わせ先] ○後期高齢者医療保険料 ○介護保険料 ○国民健康保険税
町民課 ☎ 22-3117 高齢者支援課 ☎ 22-3900 税務課 ☎ 22-3116

税 務 課 か ら の お 知 ら せ

税制改正に伴う国民健康保険税の課税限度額変更について

令和 4 年度の国民健康保険税の最高限度額 (1 世帯あたり) が 99 万 (医療分 63 万円、支援分 19 万円、介護分 17 万円) から 102 万円 (医療分 65 万円、支援分 20 万円、介護分 17 万円) に変更となります。
なお、世帯に 40 歳以上 65 歳未満の被保険者がいない場合は、85 万円 (医療分 65 万円、支援分 20 万円) が最高限度額となります。

※これらの変更は令和 4 年度課税分より適用されます。みなさまのご理解をよろしくお願いします。

	現 行	改 正 後
医 療 分	630,000円	650,000円
支 援 分	190,000円	200,000円
介 護 分	170,000円	170,000円
合 計	990,000円	1,020,000円

未就学児の国民健康保険税の軽減措置について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和 4 年度から未就学児 (※) の保険税の「均等割額」について 5 割を減額します。
所得の基準による保険税の軽減措置に該当する世帯の場合は、その適用後の均等割額を更に 5 割減額しますので、例えば 7 割軽減世帯の未就学児の方は、残りの 3 割について 5 割を減額するため、合わせて 8.5 割の軽減になります。

※令和 5 年 3 月 31 日時点で 0～6 歳の被保険者の方 (令和 4 年度においては平成 28 年 (2016 年) 4 月 2 日以降生まれの方)
※未申告世帯については、減額適用されませんので所得の申告をお願いします。



倒産や解雇などで離職された方の国保税が軽減される場合があります。

倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

軽減の条件



- ①平成21年3月31日以降に離職
- ②離職時の年齢が65歳未満
- ③倒産・解雇、または雇い止めなどによる離職など
(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します。)

[お問い合わせ先] 税務課 ☎ 22-3116